

通信・放送の在り方に関する懇談会第11回会合議事要旨

- 1 日 時 平成18年5月9日（火）17:30～19:20
- 2 場 所 総務省5階第4特別会議室
- 3 出席者 松原座長、菅谷構成員、林構成員、宮崎構成員、村井構成員、村上構成員
竹中大臣、菅副大臣、山崎副大臣、古屋政務官、平井総務審議官、竹田
情報通信政策局長、清水政策統括官、須田総合通信基盤局長

4 議事要旨

(1) 座長から、これまでの懇談会における議論を踏まえて作成された論点整理(案)が提出され、これに基づいて項目順に検討。

(2) 主に以下の項目について構成員から発言があった。

(ユニバーサルサービス)

- ・ブロードバンドゼロ地域の解消とブロードバンドをユニバーサルサービスと位置づけることには開きがあるので工夫した表現とすべきではないか。
- ・法的な意味で使う場合は「ユニバーサルサービス」には、誰もがアクセスできるという意味以外に利用しやすい料金という意味も含まれているので、その表現について検討すべきではないか。

(融合を進めるための環境整備)

① 著作権法上の対応

- ・著作権に関し、IPマルチキャスト放送を著作権法上の「放送」と扱われるように速やかに対応すること、有線放送の区分の撤廃等抜本的改正を早期に行うことについて共通認識。

② 基礎研究体制の見直し

- ・基礎研究の体制もさることながら、標準化への取組をどうするかという視点も重要ではないか。

③ 通信／放送の法体系の抜本的見直し

- ・法体系を横割りにしたからといって事業体を分けるという趣旨ではないことを明確にすべきではないか。

(通信事業における一層の競争の促進)

- ・NTTの在り方に関し、現状のままで良いという意見はなく、少なくともアクセス部門の機能分離の徹底は必要という点について共通認識。
- ・NTTの在り方については、機能分離の徹底が現実的な考え方ではないか。
- ・機能分離の徹底をベースにした上で、構造分離や資本分離まで行うのか、資本分離後はどうするのかなどについて何らかの記述が必要ではないか。

(放送事業者の自由な事業展開の促進)

① マスメディア集中排除原則

- ・キー局と地方局、BS、CSという縦方向の緩和は進めるべきであるが、5つのキー局同士の統合は避けるべきではないか。
- ・やり方としてはキー局による地方局等の子会社化と純粋持株会社方式の2つの方式があるのではないか
- ・マスメディア集中排除原則に関し、緩和する方向で議論を進めるべきという点について共通認識。

② 空き周波数帯の有効利用の促進

- ・地上デジタル放送について、圧縮技術の進歩などによりセグメントに余裕が生じたときに自由度をもたせるようにするべきという趣旨がわかる表現としてはどうか。
- ・「④ 新たな放送サービスへの参入の促進」との関係も含め表現を検討すべきではないか。

(NHKの抜本改革)

① 経営委員会の強化

- ・委員長を含む一部委員の常勤化や事務局機能の強化など経営委員会の強化については共通認識。

② NHKのチャンネルの削減

- ・チャンネル数の削減の必要性、地上テレビを削減対象とすることは困難であることについて、共通認識。
- ・BSとラジオのどこを削減対象とするかについては、さらに議論が必要。

③ 番組アーカイブのブロードバンドでの提供、国際放送の強化

- ・国際放送及びアーカイブのブロードバンド提供を強化すべきという点について、共通認識。
- ・NHKの本体の事業とするか、子会社で行う方が効率的かという点についてはさらに議論が必要。

④ 受信料制度の改革

- ・フリーライドが多い現状は看過できないこと、受信料徴収コストの削減等により受信料を相当下げられるのではないかという点について共通認識。
- ・受信料支払いの義務化・罰則化については、即時の義務化等は、国民の納得が得られないのではないか。

- ・次回は5月16日(火)に開催。